

相続放棄 10年で1.5倍

地価低迷 ■ 薄れる親族関係

昨年 21万件

亡くなった親族の遺産を受け継がない「相続放棄」が増えている。2018年は約21万件と、10年前の1.5倍に増えた。地方の地価低迷に加え、住む予定のない実家など引き継ぎたくない遺産だったり、疎遠な関係を理由に親族が相続を拒ん

だり。世代間で財産を引き継がない動きが広がっている。▼4面〓空き家化恐れ 司法統計や人口動態統計によると、18年の死者は136万2千人で、単純計算すると相続放棄は1千人あたり154件。08年は死者114万2千人、相続放棄

約14万5千件で、1千人あたり127件だった。死者も増えたが、相続放棄の急増がそれ以上に目立つ。相続時は不動産や預貯金とともに、借金などマイナスの資産も受け継ぐ。バブル経済崩壊後などには事業で失敗した親の借金を引き

継がないように放棄するケースが目立った。故人(被相続人)の死亡を知ってから3カ月以内に家庭裁判所へ申請して手続きできる。

「戦後最長」とされる景気拡大局面にあった最近も増えているのは、新たな要因がある。東京国際司法書士事務所 鈴木敏弘氏は「実家の土地など」不動産が売りに売れない「負動産」になることを見越し、放棄を選ぶ人も多い」と話す。子が海外へ移住して相続を断ったり、被相続人の子やきょうだいがいなくて遠い親類が

法定相続人となって放棄を選んだりするケースもあるという。鈴木氏は「最近では親族間の関係が薄くなりがち。遠い親戚の財産は『自分に無関係』と考える人が増えた可能性がある」とみる。すべての相続人が相続放棄した場合、司法書士らが

相続財産管理人となり、財産を競売などで処分する。ただ、管理人の報酬などとして数十万〜100万円ほどの費用がかかる。日本司法書士会連合会の小沢吉徳副会長は「費用を考えて管理人選任が申請されないケ

「スがある」と話す。

放棄した後も相続人は空き家などを管理する必要があるが、責任の所在はあいまいになりがちだ。自治体も相続放棄に苦慮する。埼玉県川口市は相続放棄などで所有者のわからない空き家への対応マニュアルを作成。火事などを心配する住民の声が高まり、職員が相続人を調査して対応を求めることなどを定めた。市の担当者は「行政の負担も高まっている」という。

土地総合研究所の斎藤哲郎・研究理事は「人口減少

で過疎化が進んで土地の価値が下がり続けられ、相続放棄は今後も増える」と指摘する。
(箱谷真司)

相続放棄空き家化の恐れ

手続き煩雑 利用・処分困難

相続放棄が増え続けると、親族間の問題だけでなく空き家や空き地への対応など社会への影響も広がる。高齢社会白書によると、現在年136万人の死者数は2020年に140万人超に、30年には160万人となる見込み。相続が大量に起きる時代を迎え、相続放棄の悩みも今後深まる。

▼1面参照

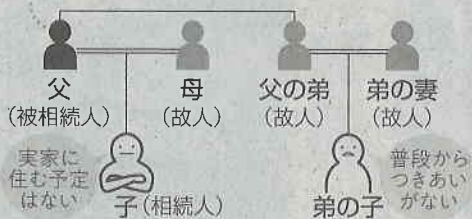
相続放棄は相続人が複数いる場合、1人ずつ手続きできる。放棄すると、財産を受け継ぐ人は次の相続順位へと移る。例えば、亡くなった被相続人の子が相続しなくても、きょうだいや

その子（おいやめい）ら親族が引き継ぐケースがある。ただ、すべての相続人が放棄する事態もあり、遺産管理面での影響が大きくなる。

全相続人が放棄した場合、本来は相続財産管理人を選ぶが、手続きしない人は多い。預貯金などプラスの財産と借金などマイナスの財産がどのくらいあるかわからない場合、相続する財産の範囲内で負債を返す制度「限定承認」もある。相続放棄と違って相続人全員で申請する必要がないなど、「手続きが煩雑なこともあり、選択する人は少ない」（日本司法書士会連合会）という。

相続放棄はこんなケースで起きる

① 父が実家とわずかな預貯金を残して死去



② 子は実家も預貯金も相続することを放棄

③ 相続順位は弟の子に移るが、相続を放棄

- ・土地や建物などを受け継ぐ人が決まらず
- ・管理責任があいまいに、近隣住民や自治体が苦慮

国土交通省や総務省によると、18年の全国の空き家数は849万戸で、全住宅に占める比率は13・6%。空き地は13年に981平方メートルで、10年前の1

4倍に増えた。

要因の一つが相続放棄の増加だ。三大都市圏（東京・大阪・名古屋）を除く地方圏の住宅地の公示地価は18年まで26年連続で下落。過疎化や地価下落で、土地や建物を相続しても利用や処分が難しく、放棄が増えている。土地総合研究所の齋藤哲郎・研究理事は「山林や古い住宅が放置されれば、土砂崩れや家屋倒壊などきりがたいほどの問題を引き起こす」と話す。

（箱谷真司）